

2023年3月

責任ある企業行動ガイドライン

～サプライチェーンにおける責任ある企業行動推進のために～

はじめに

企業活動のグローバル化や情報社会の成熟化の進展など、企業を取り巻く環境は多様化し、かつ大きな変化があります。この中にあって、エレクトロニクス企業が情報社会の発展に大きな貢献をしています。

一方、社会全体に目を向けると、繰り返される企業不祥事や不誠実な企業活動に対する多くの批判など、持続可能な社会の形成に向けた企業の取り組みへの関心も高まっています。

このような環境下において、情報社会を牽引していく役割にあるエレクトロニクス企業には、法令遵守などへの責任はもとより企業は社会の一員として企業活動を通じて社会的責任を果たす、すなわち「企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）」に積極的に取り組み、責任ある企業行動を実践していくことが期待されています。

「CSRとは、一般的に、法令遵守、消費者保護、環境保護、労働、人権尊重、地域貢献など純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組」（経済産業省）と解されています。言い換えれば、「私企業といえども社会的な存在であり、倫理観に基づく経営体制のもと、企業を取り巻くステークホルダーに十分配慮した事業運営を行う責任がある」という考え方です。

世界に目を向けると、国連における「ビジネスと人権に関する指導原則」や「SDGs（持続可能な開発目標）」、経済協力開発機構（OECD）による「多国籍企業行動指針」、国際労働機関（ILO）の「多国籍企業宣言」など、CSRに関する様々な国際文書が発行・改訂されるなど、CSRに対する関心が高まりをみせています。また、国連の責任投資原則（PRI: Principles for Responsible Investment）署名機関も増加しESG投資への流れが加速しており、企業の取り組みに対する社会的要請は今後とも強まっていくものと考えられます。

サプライチェーンマネジメントの観点では、その商品がどのように作られ販売されるのかといった事業プロセス全体に対する消費者の関心の高まりに応えるため、企業は自社の活動においてCSRを推進するだけでなく、そのサプライヤーのCSRに配慮することも求められていると言えます。例えば、

強制労働、低賃金、安全衛生上の課題などを抱える企業をサプライヤーに選ぶと、後にそれが社会問題となるリスクがあります。今日のグローバル市場では、法人顧客、消費者は、取り扱う製品が不当な労働条件で生産されることがないかどうか強い関心を持っています。万が一、サプライヤーの劣悪な労働条件が社会問題化すれば、原材料が調達できず、生産がストップするだけでなく、不買運動が起きるリスクもあります。

一方、サプライヤーが責任ある企業行動を行うことにより、法令などの着実な遵守、更に労働環境の改善による生産性の向上、環境への取組みなどにより、ステークホルダーからの評価につながるなど、ビジネスにとってプラスの貢献が期待できます。

その意味において、開発－生産－販売－サービスなどからなる一連の事業プロセスに参画するすべての企業が協力して社会の要請に応えていってこそ、サプライチェーン全体の相互繁栄が実現できるものと考えます。

しかしながら、エレクトロニクス業界におけるサプライチェーンは、長く複雑であり、またグローバルに展開されていることが特徴です。さらに、CSRという広範な活動に対する理解や進め方も企業によって大きな違いがみられています。そのため多くのエレクトロニクス企業では、サプライヤーとの間でCSRに関する共通理解を持つことや、コミュニケーションを深めることが容易ではないという問題に直面しています。

2006年、JEITAでは、企業が共通的に利用できるサプライヤーとのコミュニケーションツールとして「サプライチェーン CSR 推進ガイドブック」を発行致しました。この度、2006年以降の国際的なCSRに関する社会的要請を踏まえ大幅な改訂を行い、新たに「責任ある企業行動ガイドライン」を発行するに至りました。

本ガイドラインは、各企業において、サプライヤーに要請するCSR項目を検討する際に、このガイドラインを参考にして、積極的なCSR活動を推進していただくことを目的に策定したもので、サプライヤーのCSRを具現化するためのモデル行動規範として用いることができます。

本ガイドラインは、以下のような構成をとっています。

第1部、第2部は、企業が遵守すべき項目とその管理方法に関する留意事項をまとめ、付属書では、これらを解説しています。(PDFの使用時は、第1部／第2部の各項目と付属書(解説)の当該項目が相互リンクしています。)

第1部 行動規範

第2部 管理体制の構築

付属書(Annex) 第1部行動規範ならびに第2部管理体制の構築の各項目の解説

最後に、本ガイドラインの発行にあたってご助言いただきましたILO駐日事務所に心から感謝申し上げます。

責任ある企業行動ガイドライン 目次

はじめに	1
目次	3
第1部 行動規範	6
1. 法令遵守・国際規範の尊重	6
2. 人権・労働	6
(2-1) 強制的な労働の禁止	6
(2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮	6
(2-3) 労働時間への配慮	7
(2-4) 適切な賃金と手当	7
(2-5) 非人道的な扱いの禁止	7
(2-6) 差別の禁止	7
(2-7) 結社の自由、団体交渉権	7
3. 安全衛生	7
(3-1) 労働安全	7
(3-2) 緊急時への備え	8
(3-3) 労働災害・労働疾病	8
(3-4) 産業衛生	8
(3-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮	8
(3-6) 機械装置の安全対策	8
(3-7) 施設の安全衛生	8
(3-8) 安全衛生のコミュニケーション	8
(3-9) 労働者の健康管理	8
4. 環境	9
(4-1) 環境許可と報告	9
(4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減	9
(4-3) 大気への排出	9
(4-4) 水の管理	9
(4-5) 資源の有効活用と廃棄物管理	9
(4-6) 化学物質管理	9
(4-7) 製品含有化学物質の管理	10
5. 公正取引・倫理	10
(5-1) 腐敗防止	10
(5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止	10
(5-3) 適切な情報開示	10
(5-4) 知的財産の尊重	10

(5-5) 公正なビジネスの遂行	10
(5-6) 通報者の保護	10
(5-7) 責任ある鉱物調達	10
6. 品質・安全性	11
(6-1) 製品の安全性の確保	11
(6-2) 品質管理	11
(6-3) 正確な製品・サービス情報の提供	11
7. 情報セキュリティ	11
(7-1) サイバー攻撃に対する防御	11
(7-2) 個人情報の保護	11
(7-3) 機密情報の漏洩防止	11
8. 事業継続計画	12
(8-1) 事業継続計画の策定と準備	12
第2部 管理体制の構築	13
A. マネジメントシステムの構築	13
B. サプライヤーの管理	13
C. 適切な輸出入管理	13
D. 苦情処理メカニズムの整備	13
E. 取り組み状況の開示	13
付属書（Annex）	14
第1部 行動規範の解説	14
1. 法令遵守・国際規範の尊重	14
2. 人権・労働	14
(2-1) 強制的な労働の禁止	15
(2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮	16
(2-3) 労働時間への配慮	18
(2-4) 適切な賃金と手当	18
(2-5) 非人道的な扱いの禁止	19
(2-6) 差別の禁止	20
(2-7) 結社の自由、団体交渉権	21
3. 安全衛生	22
(3-1) 労働安全	22
(3-2) 緊急時への備え	23
(3-3) 労働災害・労働疾病	23
(3-4) 産業衛生	24
(3-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮	24
(3-6) 機械装置の安全対策	24
(3-7) 施設の安全衛生	25

(3-8) 安全衛生のコミュニケーション	25
(3-9) 労働者の健康管理	25
4. 環 境	26
(4-1) 環境許可と報告	26
(4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減	26
(4-3) 大気への排出	27
(4-4) 水の管理	27
(4-5) 資源の有効活用と廃棄物管理	27
(4-6) 化学物質管理	27
(4-7) 製品含有化学物質の管理	27
5. 公正取引・倫理	28
(5-1) 腐敗防止	28
(5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止	28
(5-3) 適切な情報開示	28
(5-4) 知的財産の尊重	29
(5-5) 公正なビジネスの遂行	29
(5-6) 通報者の保護	29
(5-7) 責任ある鉱物調達	30
6. 品質・安全性	30
(6-1) 製品の安全性の確保	30
(6-2) 品質管理	31
(6-3) 正確な製品・サービス情報の提供	31
7. 情報セキュリティ	31
(7-1) サイバー攻撃に対する防御	31
(7-2) 個人情報の保護	32
(7-3) 機密情報の漏洩防止	32
8. 事業継続計画	33
(8-1) 事業継続計画の策定	33
第2部 管理体制の構築の解説	34
A. マネジメントシステムの構築	34
B. サプライヤーの管理	36
C. 適切な輸出入管理	37
D. 苦情処理メカニズムの整備	37
E. 取り組み状況の開示	38
参考資料	39
改訂履歴	41